

平成30年度から 認可外保育施設の 利用料補助事業を開始しています

対象保護者に**月額1万円を上限**として
利用料の一部を補助します。

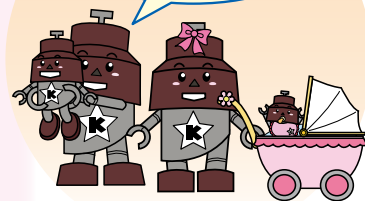


対 象

以下の全てに該当するかた

- 0～5歳までの子どもであること（当該年度4月1日時点の満年齢）
- 子どもと保護者が市内に住民登録し、居住していること
- 保護者が支給認定を受けていること
- 保育所などの利用申込を行い、利用保留（待機）となっていること
- 月64時間以上の月極契約により補助対象施設を利用していること
- 認可外保育施設の利用料を滞納していないこと

独自制度で
子育て環境充実！



対象施設

市に届出を行っている認可外保育施設
（一部を除く）

※対象の可否は、保育入所課または利用中
の施設にお問い合わせください。



申 請

- 申請書（市指定様式）
- 月64時間以上の月極契約を行っ
ていることと利用料金が分かる
書類の写し
- ◆以上2点を保育入所課へ郵送または
持参
- ◆郵送先 〒332-8601 青木2-1-1
- ※申請書は保育入所課窓口または補助
対象施設で配布。市ホームページか
らダウンロードもできます。

申請期間

期別	補助対象月	申請期間（消印有効）
第1期	4～6月	平成30年7月1日(日)～31日(火)
第2期	7～9月	平成30年10月1日(月)～31日(水)
第3期	10～12月	平成31年1月1日(祝)～31日(木)
第4期	1～3月	平成31年3月1日(金)～31日(日)

※1年度につき4回の申請です。申請期間は閉庁日を除きます。
※第4期の申請期間にご注意ください。

☐ 詳細はお問い合わせください。市ホームページにも情報を掲載しています。

問い合わせ…保育入所課（第二庁舎3階） ☎048-258-4097 FAX048-252-7776